

H23 年度科学・技術関係予算概算要求 個別施策ヒアリング  
【施策番号 25001：生活習慣病・難治性疾患克服総合研究  
(5) 慢性の痛み対策研究(厚生労働省)】

- 1 日時：平成 22 年 9 月 16 日(木) 17:00～17:20
- 2 場所：中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室
- 3 聴取者：本席議員、奥村議員、相澤議員  
外部専門家 6 名(うち若手 2 名)
- 4 説明者：厚生労働省 健康局 疾病対策課 難波 課長  
健康局 疾病対策課 眞野 補佐  
大臣官房 厚生科学課 尾崎 研究企画官  
鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部 医療福祉学科 葛原 特任教授

5 施策概要

本課題が研究対象とする「慢性の痛み」とは、これまでの研究事業において対象とされてこなかった、罹患率が高い既知の疾患に伴う慢性の痛みや原因・病態が十分に解明されていない慢性の痛み等をさす。研究を継続的に実施するための基盤を形成すること、効率的かつ効果的な行政施策を実施するために必要な情報を収集すること、病態解明や客観的な評価方法の確立や画期的な診断・治療法の開発等を行うことにより、患者の生活の質を向上させ、社会的損失を解消させることを目的とする。

6 質疑応答模様

【本席議員】

これにはがんの終末期医療の視点等が入っていないのか。

【厚労省】

がんの痛みについては、がんの研究で従前より取り扱っており、本研究では効率的な研究実施の観点から対象としない。

【厚労省】

難治性の痛みは日本ではほとんどきちんと取り上げられてきていない。がん患者を対象とした医療チームの形成などは、慢性疼痛を対象とする医療チームの良いモデルになると考えられる。がん終末期の緩和医療を参考に、慢性疼痛に対する治療法の確立等に資する研究を推進する。ただし、当研究事業で改めてがん性疼痛を対象とした研究を実施することは想定していない。

【本席議員】

がん性疼痛と慢性疼痛においては、原因は異なるがいわゆる treatment、ほとんどが対処療法であるという点では一致している。なぜそれが別なのかよく分からない。

【厚労省】

がん性疼痛と難治性の慢性疼痛の最も大きい相違点は、がん性疼痛の場合、ある程度限定された期間の疼痛を管理することになるが、本研究事業が対象としている難治性の慢性疼痛の場合は、疼痛管理する期間が限定されておらず、数年から数十年という長期間の管理を要する点であり、その対処方針にも異なる部分が存在する。標準的な治療方法がないことは当省の検討会などでも指摘されており、現在行われている治療方法も統一的なものはない。麻薬、麻酔薬、ブロック処置といったこれまでに確立されている対処法も、どのような患者にはどの対処法が最も適切なのかなどについて、科学的検証が不十分な場合が多く見受けられる。

【奥村議員】

事業期間が未定であり、投入事業規模がない。終わりもいつか分からない。新しい事業を始める場合には、既存のものを削っているはず。多くの事業を立てて期待を持たせ、実際は成果が出ずに尻切れトンボに終わるとするのは最悪である。どのような基本的考え方で疾病対策の研究について、新しい事業を立て、財源はどこから持ってくるのか。

【厚労省】

最終目標は、病態の解明と治療法の開発である。治療法がどのようなレベルまでを指すかということ、様々な疾患による慢性疼痛を持ちながらも、患者が社会的な活動を営み一般的な生活ができることである。

【奥村議員】 トータルの研究資金が増えない中で、新しいのを提案されているわけで、どこかを削っている。リソースの配分をどう考えているのか。

【厚労省】

裁量的経費を削るということがあり、それぞれの研究費を見通して、あるレベルまでは削った。その中で、AP等の関連の事業については、削りながらも、必要性が高い事業に対しては重点的に配分した。慢性の痛みの研究についても新規ではあるが、この芽を育てる必要があると考え、もっと必要ではあると考えられるが、この額で要求させて頂いた。

【外部専門家】

本事業の目標は、広範に掲げられているが予算には限りがある。運用はどう考えるか。

【厚労省】

大きな目標の一つは疫学研究。総じて、日本においては疫学情報が少ない。特に難治性の痛みは病気が多岐に渡り病名からは拾えない困難さも加わり、研究者や専門家でも患者の実数等把握できていない。一般国民全体を対象とした疫学研究により、慢性疼痛患者の実態を把握する。二つ目は、病態と診断、現在できる治療法等を、ガイドラインにまとめ、

教育、患者相談、実際の診断と治療に有用な資材を創出したい。

【外部専門家】

5というのが班なのか、5施設なのか5課題なのか。

【厚労省】

5課題ということ。

【外部専門家】

班研究として更に再分配するのか。

【厚労省】

申請内容や申請状況によるが、各課題で研究班を組織することになる。

以上